



2021年11月25日

各 位

会 社 名 横浜冷凍株式会社
代表者名 代表取締役社長 松原 弘幸
(コード番号 2874 東証第1部)
問合せ先 執行役員広報IR部長 吉田 豊
電話番号 045-210-0011

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年11月25日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を2021年12月22日開催予定の第74期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 商号の英文表示の変更
海外事業展開、海外投資家対応等のため、商号の英文表示を社名呼称に合わせるものであります。
- (2) 事業目的事項の追加
今後の事業展開等を考慮し、事業目的に養殖業、製氷業を追加し、併せてセグメント別業容等を踏まえ、今日的な記載順の変更を行うものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入
「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年中に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2021年12月22日
定款変更の効力発生日	2021年12月22日

以上

(別紙) 新旧対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (商号) 当社は、横浜冷凍株式会社と称し、英文では <u>YOKOHAMA REITO CO.,LTD.</u> と表示する。	第1条 (商号) 当社は、横浜冷凍株式会社と称し、英文では <u>YOKOREI CO.,LTD.</u> と表示する。
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 冷蔵倉庫業並びに普通倉庫業 2. 水産品の加工、販売並びに輸出入 3. 農畜産物の加工、販売並びに輸出入 4. <u>不動産賃貸業</u> (新設) (新設) 5. <u>通関業</u> 6. <u>貨物利用運送事業並びに貨物自動車運送事業</u> 7. <u>食堂及び喫茶店の経営並びに飲食物の販売</u> 8. <u>その他前各号に付帯関連する一切の事業</u>	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 冷蔵倉庫業並びに普通倉庫業 2. 水産品の加工、販売並びに輸出入 3. 農畜産物の加工、販売並びに輸出入 4. <u>通関業</u> 5. <u>養殖業</u> 6. <u>製氷業</u> 7. <u>貨物利用運送事業並びに貨物自動車運送事業</u> 8. <u>不動産賃貸業</u> 9. <u>食堂及び喫茶店の経営並びに飲食物の販売</u> 10. <u>その他前各号に付帯関連する一切の事業</u>
第3条～第5条 (条文省略)	第3条～第5条 (現行のとおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行のとおり)
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第12条～第14条 (条文省略)	第12条～第14条 (現行のとおり)
第15条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第15条 <u>(株主総会資料の電子提供措置並びに書面交付請求)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、必要な事項について会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。 2 当社は、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求を受けた場合は、これを交付する。ただし電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部について交付する書面に記載することを要しないこととする。
第16条～第19条 (条文省略)	第16条～第19条 (現行のとおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第20条～第30条 (条文省略)	第20条～第30条 (現行のとおり)
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
第31条～第39条 (条文省略)	第31条～第39条 (現行のとおり)

<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 40 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 40 条～第 43 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 (株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置)</u></p> <p><u>現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除並びに変更定款第 15 条 (株主総会資料の電子提供措置並びに書面交付請求) は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条但書に定める施行の日 (以下、「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から 6 月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを自動的に削除されることとする。</u></p>
--	--